

令和8年8月5日

組 合 員 各 位
会 員 各 位

岐阜県砕石工業組合

理事長 島 崎 秀 樹

(協賛) 岐阜県採石公災害防止連絡協議会

会 長 後 藤 佳 政

「採石のための掘削作業主任者技能講習」(資格取得)の開催ご案内について

秋暑の候 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、何かと業界発展のためにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、岩石の採取のため掘削面の高さが2 m以上となる掘削作業を行う事業者は、標記技能講習を修了した者から「採石のための掘削作業主任者」を選任し、該当作業を指揮する等の職務を行わせなければならないと規定されています。

今般、標記技能講習を別添「令和8年度採石のための掘削作業主任者技能講習実施要領」のとおり開催しますので、ご多忙中恐縮に存じますが該当者の受講についてご配慮願います。

また、安全確保のため掘削作業に従事する者はすべて有資格者であることが望ましく、より多数の従事者の受講についてご配慮願います。

申込期限：令和8年9月17日（木）

岐阜労働局登録教習機関 登録番号第48号

令和8年度 採石のための掘削作業主任者技能講習実施要領

- 1 実施機関 岐阜県砕石工業組合（岐阜労働局登録教習機関 登録番号第48号
登録有効期間 令和11年3月30日）
- 2 開催日時 令和8年10月7日(水)～8日(木) 2日間
9:00～17:30
- 3 開催場所 OKBふれあい会館 4階 401会議室
岐阜市藪田南5-14-53 TEL 058-277-1180
- 4 受講対象者 岩石の掘削作業に3年以上従事した経験を有する者等
(受講資格の詳細及び講習科目一部免除者の詳細は別紙のとおり)
- 5 掘削作業主任者認定資格の付与
岐阜労働局長へ提出している業務規程により認定講習会の全科目を修了し、修了試験に合格した者には「採石のための掘削作業主任者技能講習修了証」を交付され、法的資格の取得ができます。
- 6 受講料等 24,000円
内訳 受講料15,000円 テキスト代、昼食代等9,000円
(講習科目一部免除者の受講料は12,000円)
- 7 受講申込
令和8年9月17日までに、講習申込書の提出及び振込みを完了願います。
(締め切り後、受付した者の受講票、領収証を送付します。)

申込先：岐阜県砕石工業組合 〒500-8358 岐阜市六条南2丁目12-13
TEL 058-274-3847 FAX 058-274-3839

振込先：岐阜県砕石工業組合 十六銀行六条支店（普）0103747

(1) 申込みは、別紙講習申込書による。

講習申込書 …… 該当事項の記入、写真添付（2枚）

経験証明書 …… 該当事項の記入、事業主の証明（受講資格年数以上）

（講習科目の一部免除を受けることが出来る者はそれを証明する書類）

(2) 写真の添付

掘削作業主任者技能（資格取得）講習修了証（手帳）を交付しますので、写真（タテ4cm、ヨコ3cm 6ヶ月以内に撮影したもの）1枚は申込書に貼り付け、もう1枚は裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、申込書に添付してください。（写真は2枚必要です）

8 講習科目と時間割（業務規程による）

日 割	時 間 割	科 目
10月7日（水）	9:00～10:30	関係法令
	10:40～12:10	岩石の種類、岩石の掘削方法に関する知識
	12:10～12:40	昼 食
	12:40～17:30	岩石の種類、岩石の掘削方法に関する知識
10月8日（木）	9:00～12:10	設備、機械、器具、作業環境に関する知識
	12:10～12:40	昼 食
	12:40～13:40	設備、機械、器具、作業環境に関する知識
	13:50～15:20	作業者に対する教育等に関する知識
	15:30～16:30	修了試験

別 紙
(受講資格)

受	講	資	格
1 岩石の掘削の作業に3年以上従事した経験を有する者 2 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 3 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第3の訓練科の欄に掲げる石材科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者（採石についての技能を専攻した者に限る。）で、訓練を修了した後2年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 4 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法施行規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる石材科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧規則訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる石材科の訓練を修了した者（採石についての技能を専攻した者に限る。）で、訓練を修了した後2年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの			

(講習科目一部免除者)

受講の免除を受けることができる者	免 除 講 習 科 目
1 採石のための掘削作業主任者技能講習規程（昭和47年9月30日労働省告示第105号）第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第4の訓練科の欄に掲げる石材科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（採石についての技能を専攻した者に限る。）	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識 設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる石材科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識 設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識